

大分県域外消費型商店街等支援事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、地域商業・商店街の活性化を図るため、商店街等が自らの期待される役割を認識し、目指すべき方向性を明確にした上で行う「域外からの誘客と消費を呼び込む取組」や「地域住民の生活を支える取組」に対して市町村とともに支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この事業において「推進プラン（3年間）」とは、第6条の規定により、県の承認を受けたものをいう。

2 この事業において「補助事業者」とは、第3条に規定する補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）を行う事業実施主体に対し補助を行う市町村をいう。ただし、やむを得ず事業実施主体への直接補助とする場合は、補助対象事業を行う事業実施主体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

(推進プランの策定主体及び事業実施主体)

第4条 この事業において、推進プランの策定主体及び事業実施主体は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき組織された商店街振興組合
 - (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年第181号）に基づき小売商業者で組織された事業協同組合
 - (3) 商業者で組織された任意団体
 - (4) 複数の商店街組織で構成された商店街連合団体
 - (5) 商工会、商工会議所
 - (6) その他商店街・商業の活性化を目的とする知事が認めた団体
- 2 事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(推進プラン策定における市町村の役割)

第5条 市町村は、地域商業・商店街の活性化の観点から総合計画等との整合性を図るとともに、推進プランの策定主体に対し必要な指導・助言を行い、主体的かつ積極的な役割を果たすものとする。

(推進プランの承認)

第6条 市町村は、第4条第1項各号に掲げる者が策定する推進プランについて、県の承認を受けなければならない。なお、補助金の交付対象となる推進プランの期間は認定月を含む36ヵ月間とする。

2 推進プランは、全国商店街支援センター等の外部専門家と連携して策定されたものであって、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 推進プラン名称
- (2) 策定主体、範囲
- (3) 商店街の概要
- (4) 商店街を取り巻く環境変化の調査・分析
- (5) 商店街の現状と課題
- (6) 商店街のビジョン（目標、目指す姿）
- (7) ビジョン実現のための商店街運営体制
- (8) 推進プラン事業計画（3年間）
- (9) 事業実施により目指す効果（成果目標）
- (10) 推進プラン策定に係る検討の経過

3 県は第1項の申請があった場合において、当該推進プランの内容が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認する。

- (1) 調査・分析により商店街の現状及び課題が的確に整理され、それを踏まえたビジョンが定められていること
- (2) 推進プラン全体の効果を評価するための適切な成果目標が定められていること
- (3) 推進プランに記載された事業が、ビジョン及び成果目標達成に向けて高い効果を有すると認められること
- (4) 商店街運営体制が、推進プランを円滑かつ確実に遂行することができることと認められること
- (5) 目標を達成するために必要な計画期間が定められていること

4 前項により承認を受けた推進プランを変更しようとするときは、県の承認を受けなければならない。

5 第1項及び前項の承認（変更）申請に提出する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「域外消費型商店街」推進プラン承認（変更）申請書（様式第1号）
- (2) 「域外消費型商店街」推進プラン（様式第2号）
- (3) 市町村の意見・支援計画書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（推進プランの状況報告）

第7条 前条の規定により県の承認を受けた推進プランについて、市町村は、年度毎の進捗状況を県に報告しなければならない。

（事業計画書の提出及び採択）

第8条 補助対象事業の採択を要望する事業実施主体は、事前に市町村に協議し同意を得るものとする。当該市町村において、補助対象事業として助成可能と判断した場合、事業実施主体は次に掲げる書類を市町村あて提出するものとする。また、関係書類の提出を受けた市町村は、大分県域外消費型商店街等支援事業に関する補助事業採択要望書（様式第4号）を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 域外消費型商店街等支援事業計画書（様式第5号）
- (2) 誓約書（様式第6号）

- 2 知事は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、事業内容を審査した上で、支援の採否を決定し、大分県域外消費型商店街等支援事業採択通知書（第7号様式）により、市町村あて通知するものとする。
- 3 事業採択通知を受けた市町村は、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

（助成措置）

第9条 知事は、予算の範囲内において、第8条の規定により採択された事業について、別に定める大分県域外消費型商店街等支援事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

附則

この要領は、平成30年度の予算に係る大分県域外消費型商店街等支援事業費補助金から適用する。

附則

この要領は、令和2年度の6月補正予算に係る大分県域外消費型商店街等支援事業費補助金から適用する。

別表

事業区分	事業内容	プラン策定
<p>(1) 域外消費型商店街推進支援事業</p>	<p>域外（地域外・県外・国外）からの誘客と消費獲得を目指す商店街の取組を助成 (注)対象事業は推進プランに基づく事業であること</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の統一コンセプトによる名物グルメや土産品等の開発 ・着物まち歩きや茶道・和菓子作りなど、地域ならではの体験型サービスの開発 ・インバウンド向け観光案内所・多言語ツール・Wi-Fi等の整備 ・国民文化祭、ラグビーワールドカップ等海外からの観光客をターゲットとした、歴史文化を活かした観光ルート開発、フォトスポット整備、PR動画の制作 等 	<p>必須</p>
<p>(2) 生活支援型商店街機能強化事業</p>	<p>地域住民の生活を支える商店街の取組を助成</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康講座や回遊インセンティブづくり ・地元企業者向けのコワーキングスペース整備 ・子育てママや働く女性の習い事講座 ・まちゼミによる商店街及び個店のファンづくり 等 	<p>不要</p>
<p>(3) 商店街にぎわい回復事業</p>	<p>「新しい生活様式」に即して商店街のにぎわい回復を加速させる取組を助成</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検温ステーションの設置 ・新型コロナウイルスの影響により客数が激減した商店街に誘客を促進するためのイベント開催 等 	<p>不要</p>